

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○	道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）	1
○	道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）	9
○	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）	9
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	10
○	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）	11
○	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）	11
○	警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）	19
○	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）	19
○	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）（抄）	21
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）	21

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜八 （略）

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十〜十一の二 （略）

十一の三 移動用小型車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四 身体障害者用の車 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の五〜十六 （略）

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八〜二十三 (略)

2・3 (略)

(公安委員会の交通規制)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

5 (略)

(罰則 (略))

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2〜8 (略)

9 警察署長は、前項の場合において、当該車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

10 (略)

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第六項の規定により保管した車両の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

12 警察署長は、第六項の規定により保管した車両につき、第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して一月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

13〜20 (略)

21 警察署長は、第十二項の規定による車両（道路運送車両法による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定める

ところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に囑託しなければならない。

22 (略)

(罰則 (略) )

第七十二条の二 (略)

2 前項の規定による措置をとつた場合において、当該損壊物等を移動したときは、警察官は、当該損壊物等を当該損壊物等の在つた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該損壊物等を保管しなければならない。

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五十一条の二の規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条及び次条において「所有者等」という。）」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十一项中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と、第五十一条の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとする。

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。

2 (略)

(罰則 (略))

(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

イ 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ、ニ (略)

3 (略)

(罰則 (略))

(許可事項の変更)

第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2、3、4 (略)

(罰則 (略))

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 (略)

2 (略)

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 (略)

2 5 (略)

6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者をいう。以下同じ。」又は特定自動運行主任者等(現場措置業務実施者(第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。))と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が第七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

(罰則 (略))

(特定自動運行の特則)

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定(第四章第二節を除く。)の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条第二項

運転者

特定自動運行主任者(第七十五条の十九第二項に規定する特定自動運行主任者をいう。以

<p>第六条第三項</p>	<p>において、 運転者は、故障その他の理由により踏切において</p>	<p>（ 下同じ。） において、特定自動運行主任者又は</p>
<p>第三十三条第三項</p>	<p>て 運転することができなくなつた 非常信号を行う等踏切に故障その他の理由によ</p>	<p>り 動運行が終了した場合において、 運転し、又は運転させることができない 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号） の規定による鉄道事業者又は軌道法の規定に よる軌道経営者への通報（特定自動運行主任 者が第七十五条の十二第二項第二号イに規定 する特定自動運行用自動車に乗車している場 合にあつては、非常信号）を行う等踏切に</p>
<p>第六十三条の二第一項</p>	<p>運転者 を運転させ、又は運転して</p>	<p>特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一 項に規定する特定自動運行実施者をいう。以 下同じ。） の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行 を行つて</p>
<p>第六十三条の二の二第一項</p>	<p>運転者 を運転させ、又は運転して</p>	<p>特定自動運行実施者 の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行 を行つて</p>
<p>第七十五条の三</p>	<p>運転者 運転者は、故障その他の理由により</p>	<p>特定自動運行主任者は、</p>
<p>第七十五条の十一第一項</p>	<p>当該自動車を運転することができなくなつた</p>	<p>特定自動運行が終了した場合において、当該 自動車を運転し、又は運転させることができ ない</p>

第七十五条の十一第二項	自動車故障その他の理由により 運転者は、故障その他の理由により 運転することができなくなつた	自動車 特定自動車運行主任者は、 特定自動車運行が終了した場合において、当該 自動車を運転し、又は運転させることができ ない
-------------	--	--

(特定自動車運行の許可の取消し等の報告)

第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(警察庁長官への権限の委任)

第一百十三条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務（第一百十条第一項の規定による指定に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

(経過措置)

第一百十四条の六 この法律の規定に基づき政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第一百十七条 車両等（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反したときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運転に起因するものであるときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第一百十七条の二 (略)



2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反して、酒に酔った状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

三 六（略）

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 第八十九条（免許の申請等）第一項、第一百一条（免許証の更新及び定期検査）第一項若しくは第一百一条の二（免許証の更新の特例）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一百一条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）若しくは第一百七十七条の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

2（略）

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条第一項又は第二項に該当する者を除く。）

二（略）

2（略）

第一百十九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する行為（その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八

- 条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第三項又は第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止）の規定の違反となるような行為
- 二 第四十七条（停車又は駐車の方法）第二項若しくは第三項又は第七十五条の八（停車及び駐車禁止）第一項の規定の違反となるような行為
- 2 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。
- 3 （略）

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 （略）

○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（経費）

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

- 一 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費
  - 二 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費
  - 三 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費
  - 四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費
  - 五 犯罪統計に要する経費
  - 六 警察用車両及び船舶並びに警備装備品の整備に要する経費
  - 七 警衛及び警備に要する経費
  - 八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費
  - 九 武力攻撃事態等における対処措置及び緊急対処事態における緊急対処措置並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費
  - 十 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に要する経費
  - 十一 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費
  - 十二 第二十一条第二十三号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費
  - 十三 第二十一条第二十四号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費
- 2・3 （略）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において

「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 (略)

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 (略)

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をする<sup>一</sup>こと。

4 (略)

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 歩行者の通行方法（第七条・第八条）

第三章 車両及び路面電車の交通方法（第九条―第二十六条）

第四章 運転者及び使用者の義務（第二十六条の二―第二十六条の八）

第四章の二 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例（第二十七条―第二十七条の六）

第五章 工作物等の保管の手続等（第二十八条―第三十二条）

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許（第三十二条の二―第四十条の三）

第七章 雑則（第四十一条―第四十四条の三）

第八章 反則行為に関する処理手続の特例（第四十五条―第五十五条）

附則

（歩行補助車等）

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、次に掲げるもの（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。

- 一 歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート

二（略）

（信号の意味等）

第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に對面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号	の	意	味
青色の灯火	一	歩行者は、	進行	することが
	二・三	（略）		
黄色の灯火	一	歩行者は、	道路の	横断を
		始めては	ならず、	また、
		道路を	横断して	いる
		歩行者は、	すみやかに、	その
		横断を	終わるか、	又は
		横断を	やめて	引き返さ
		なければ	ならない	こと。

	<p>二 車両及び路面電車（以下この表において「車両等」という。）は、停止位置をこえて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。</p>
赤色の灯火	<p>一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二（五）（略）</p>
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 歩行者は、進行することができること。 二（略）</p>
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	<p>一 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二（略）</p>
人の形の記号を有する赤色の灯火	<p>一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二（略）</p>
（略）	
黄色の灯火の点滅	<p>歩行者及び車両等は、他の交通に注意して進行することができること。</p>
赤色の灯火の点滅	<p>一 歩行者は、他の交通に注意して進行することができること。 二（略）</p>
備考（略）	

2・3（略）

4 公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車の対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する	<p>一 歩行者は、進行することができること。</p>

青色の灯火	二 (略)
人の形の記号を有する 青色の灯火の点滅	一 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 (略)
人の形の記号を有する 赤色の灯火	一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二、三、四 (略)
備考 (略)	

第四章 運転者及び使用者の義務  
(損壊物等の保管の手續等)

第二十六条の四の三 第十四条の八から第十六条の五までの規定は、法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の八中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合にあつてはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合にあつてはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認められる場所及び日時(その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時)」と、第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管損壊物等一覽簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある損壊物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量(

損壊物等が車両である場合に於ては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号）並びに損壊の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十一項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において準用する法第五十一条第二十一項」と読み替えるものとする。

（自動車の使用の制限の基準）

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事情
（略）	（略）	一 （略）
（略）	（略）	二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第一百七条の二第二項、法第一百七条の二の二第二項若しくは法第一百八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第一百八条第二項第三号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第四号、法第一百九条第二項第四号若しくは法第一百九条の二の二第二項の違反行為をした者であること。
法第一百九条の二の二第二項の違反行為	法第一百九条の二の二第二項の違反行為	三 （略）

（自動車を運転することができなくなった場合における表示の方法）

第二十七条の六 法第七十五条の十一第一項の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める停止



表示器材を、後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて行うものとする。

一 夜間 内閣府令で定める基準に適合する夜間用停止表示器材

二 夜間以外の時間 内閣府令で定める基準に適合する昼間用停止表示器材（当該自動車が停止している場所がトンネルの中その他視界が二百メートル以下である場所であるときは、前号に定める夜間用停止表示器材）

（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）

第三十三条の二の三（略）

2・3（略）

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一（略）

二 法第一百七十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

三（略）

（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一～三（略）

四 法第一百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）

（を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の

四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七十七条の二第二項の罪、法第一百七十七条の二の二第一項第九号若しくは第二項の罪、法第一百八条第二項第三号若しくは第四号の罪、法第一百九条第二項第四号の罪又は法第一百九条の二の二第二項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第六六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七十七条、法第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、法第一百七十七条の二の二第一項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第一百七十七条の三、法第一百七十七条の四第二号若しくは法第一百八条第一項第一号、第三号(法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。)若しくは第四号若しくは第二項第一号に係る違反行為(法第一百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為に、法第一百八条第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車の

を運転する行為に限る。)又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(警察庁長官への権限の委任)

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第六十六条、第一百七十条の六及び第八十条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二関係)

一〇三 (略)

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。)には、次に定めるところによる。

(イ) (略)

(ロ) 法第一百七十条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3 二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第一百七十条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 (略)

132 「救護義務違反」とは、法第一百七十条の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう。

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

一 一七 （略）

八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費

イ 一七 （略）

ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に規定する犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過

失致死傷の犯罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）に規定

する犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。

第七条の二及び第七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する

自動車専用道路（第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの

ネ・ナ （略）

九 一七 （略）

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一 一七 二 一 二 （略）		

七十四～百九 (略)	七十二の三 道路交通法第五十一条の十三 三第一項の規定に基づく駐車監視員に関する事務		1 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査	九千九百円
	2 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する行う講習		2万円	
	3 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査		四千五百円	
	4 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付		二千百円	
七十三 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第四条第二項並びに電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第四条第一項及び第五条の規定に基づく電気工事士免状に関する事務	5 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付		千八百円	
	1 電気工事士法第四条第二項の規定に基づく電気工事士免状の交付	イ 第一種電気工事士免状 六千円 ロ 第二種電気工事士免状 五千三百円		
	2 電気工事士法施行令第四条第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	二千七百円		
3 電気工事士法施行令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換え		二千七百円		

備考

一・二 (略)

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）（抄）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）

（道路交通法施行令の規定の読替え適用）

第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十六条の六第二号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)		
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	法第百十七條の二第二項	運轉代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七條の二第二項
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	法第百十九條の二の二第二項	運轉代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九條の二の二第二項
	(略)	(略)
	(略)	(略)